

## 企画提案仕様書

本委託業務に係る公募は、令和8年度の当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じるものです。県議会において当初予算案が否決された場合は、契約を締結しないことがありますので、あらかじめご了承ください。

### 1 事業名

県内中小企業の脱炭素化の取組に関する実態調査及び施策検討委託業務

### 2 目的

本県では、「第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画」において、県全体の温室効果ガス排出量削減目標の設定に加えて、産業、運輸、民生等の各部門における温室効果ガス排出量の削減目標を設定し、毎年度温室効果ガスの排出量や対策・施策の実施状況について進捗管理を行っている。沖縄県で最も割合の高い第3次産業に係る温室効果ガス排出量を示す「民生業務部門」でみると、基準年度(H25)比で-45.5%（意欲的目標）、-51.8%（挑戦的目標）という目標に対し、令和4年度における温室効果ガス排出量は基準年度(H25)に比較して-16.2%という状況であり、目標年度である令和12年度に向けて、県内企業へ脱炭素化の取組実施をさらに促すことが求められているという状況である。これは、脱炭素社会の実現のみならず、県内企業の競争力強化の観点からも重要な課題といえる。特に、中小企業については、全国的にみても資金、人材等のリソース不足から十分な削減対策が進んでない事業者が多い。

そこで、本業務では、県内企業の脱炭素化の取組に係る実態、課題等を調査し、その結果をもとに脱炭素化の取組を推進するための有効な県施策について検討することを目的とする。

### 3 期間

契約締結の日から令和9年2月26日（金）まで

### 4 業務の具体的内容

#### (1) 実態把握

県内企業の脱炭素化の取組に関して、以下の手法により、実態把握を行うこと。

##### ア 県内企業向けアンケート調査

県内に事業所を有する企業を対象に脱炭素化の取組状況（基本方針、体制、実施対策等）、今後の方針、課題等に関するアンケート調査を実施する。調査の実施に当たっては、回答率が高くなるよう工夫を行うとともに、信頼性の高い調査結果を得られるようにすること。なお、対象事業所の抽出に当たっては、本県の産業構造等も加味した上で、県とも調整の上、決定すること。

##### イ 県内企業向けヒアリング調査

県内企業(概ね20事業所)を対象に脱炭素化の取組状況等についてヒアリングを実施し、脱炭素化を進める上での課題等について詳細に聞き取りを行う。なお、対象事業所の抽出に当たっては、本県の産業構造等も加味した上で、県とも調整の上、決定すること。

ウ 産業団体、地域金融機関等による脱炭素化の取組支援の実態調査

県内の産業支援機関、商工会議所、地域金融機関等による県内企業への脱炭素化の取組支援の実態について、各団体へヒアリング等を実施した上で整理すること。

(2) 課題整理等

(1)の調査結果を踏まえ、課題整理及び削減ポテンシャル(省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの導入による温室効果ガス排出量の削減余地)の試算等を実施すること。

なお、分析に当たっては、本県の地域特性も踏まえ、業種別にアウトプットを示す等、工夫を行うこと。

(3) 施策提案

(2)の課題整理及び削減ポテンシャルの試算結果等を踏まえ、県として優先的に実施すべき施策の提案を行うこと。提案に当たっては、県内中小企業への波及効果を踏まえた各施策の実施規模を併せて検討し、提案すること。また、削減量の見通しを定量的に示すことが可能な施策については、前提条件等を附した上で、削減量の想定を示すこと。

(4) 県内企業の脱炭素化の取組促進のための機運醸成イベントの開催

県内企業の脱炭素化の取組の推進に向けた機運醸成を行うべく、セミナーを1回開催すること。なお、セミナーのプログラムの検討に当たっては、(1)及び(2)の調査結果を踏まえた上で、参加企業に対して効果的なインプットを行うこと。

(5) 打合せ

業務の実施に当たっては、担当職員と十分協議するとともに、原則として毎月1回、担当職員と業務の進捗状況や業務内容等について打ち合わせを実施すること。

(6) 報告書の作成

(1)~(5)の実施結果について成果報告書を作成すること。

なお、(1)~(3)については、令和8年7月末を目途に整理し、中間報告を行うこと。

5 実施体制

業務に当たっては、以下のとおりの実施体制とすること。

(1) 管理技術者

同等業務の担当として従事した経験を有し、技術士(環境部門)の資格を有すること。

(2) 担当技術者

エネルギー管理士の資格を有すること。

なお、(1)の管理技術者がエネルギー管理士の資格を有する場合はこの限りではない。

6 成果物の提出等

(1) 成果物は次のとおりとする。

ア 保存用成果報告書（A4版、カラー印刷）1部

イ 公開用成果報告書（A4版、カラー印刷）1部

※報告書には当該報告書の電子データを格納した電子媒体（CD-ROM 又はDVD-R）を添付すること。また、電子データはWORD、EXCEL等の形式の他、PDF形式によるファイルを含むこと。

※保存用報告書は本業務で実施内容を網羅するものとし、公開用報告書は一般の閲覧に供することができるよう沖縄県情報公開条例（平成13年10月23日条例第37号）に規定する非開示情報に留意するほか、関係者から公開に当たっての承諾を得るなど必要な配慮を行うこと。

(2) 提出期限

令和9年2月26日（金）

(3) 提出場所

沖縄県環境部環境再生課

7 業務実施に際して配慮する事項

各業務の実施にあたっては、沖縄県環境部環境再生課の担当職員と十分協議すること。

8 再委託について

(1) 一括再委託の禁止

受託者は、本業務の全部を一括して第三者に再委託することを禁止する。また、本業務を分割し、その全部を第三者に再委託することも禁止する。

(2) 契約の主たる部分の再委託の禁止

本業務の契約の主たる部分を第三者に再委託することを禁止する。契約の主たる部分とは、契約金額の2分の1を超える業務、本業務に係る企画判断、管理運営、指導監督、確認検査など統轄的かつ根幹的な業務を言う。

(3) 再委託の相手方の禁止について

本業務委託契約の競争入札参加者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に再委託をしてはならない。

(4) 再委託に係る承認

再委託は、上記(1)、(2)及び(3)に該当しない場合に限り実施できるものとし、受託

者は県に再委託の承認申請書を提出し、原則として事前に書面による承認を受けることとする。

ただし、以下の容易かつ簡易なものを再委託する場合は、再委託の申請・承認を省略できるものとする。

- ① 資料の収集・整理
- ② 複写、印刷、製本
- ③ 原稿・データの入力集計

## 9 著作権等の扱い

### (1) 成果物に関する著作権等

成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、沖縄県が保有するものとする。

### (2) 既存著作物の著作権等

成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作権者等に帰属するものとする。

### (3) 既存著作物等に係る使用手続

納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

## 10 その他

(1) 受託者は、本業務の目的を十分に理解した上で業務を遂行すること。

(2) 本業務の実施にあたり、県と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。

(3) 本業務の実施により知り得た個人情報について、漏えい等の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、本業務の目的以外で利用し、又は、第三者に提供してはならない。

(4) 本事業の実施に要した経費は、帳簿及びすべての証拠書類を備え、常に収支の状況を明らかにし、本事業の完了日が属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(5) 受託者は、本業務の実施過程で発生した障害や事故については、大小にかかわらず県に報告し指示を受けるとともに、早急に対応を行うものとする。

(6) 本仕様書に定めのない事項又は業務上疑義が生じたとき並びに本仕様書により難い事由が生じたときは、両者協議により決定すること。

(7) 委託料については、業務に係る全ての経費を含むものとする

(8) 委託料には直接人件費、直接経費、一般管理費及び消費税を含むものとする。

また、一般管理費は、次の計算式により算出する額とする。

$$\text{一般管理費} = (\text{直接人件費} + \text{直接経費} - \text{再委託費}) \times 10/100 \text{ 以内}$$

※計算式における再委託費は、当該事業に直接必要な経費のうち、受託者

が実施できない又は実施することが適当でない業務の遂行を他の事業者  
に委任又は準委任して行わせるために必要な経費に加え、仕事の完成を  
目的とした外注（請負契約）に必要な経費も対象とする。

※受託者独自の規定又は業種特有の理由等により上記で定める一般管理費での受  
注が困難である場合には、協議書等を県へ提出し、確認書の交付を受けた上で、  
確認を受けた一般管理費率による積算を行うことができる。